

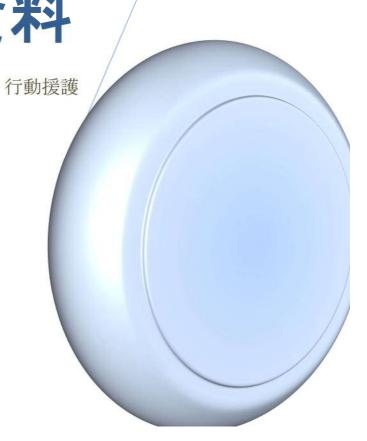
平成27年度

集団指導資料

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

平成28年2月24日

岡山市保健福祉局事業者指導課



I	1	^工 成27年度実地指導結果について														
	1	主な関係法令	•	•	•		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
	2	主な指導事項	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	3
П	隨	管害福祉サービス事業所等の運営等に係る留意。	気に	:つ	٧١	て										
		人員に関する基準について							•	•	•	•			•	7
	2	運営に関する基準について							•	•	•	•			•	9
	3	介護給付費算定について							•	•	•	•			• 1	4
Ш	貨	5 料 ••••••				•						•			• 1	8

I 平成27年度実地指導結果について

1 主な関係法令

【主な関係法令と省略表記一覧】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
(平成17年法律第123号)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	基準省令
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に	
関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	解釈通知
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に	
関する基準について(平成18年障発第1206001号)	
岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関	条例
する基準等を定める条例 (平成24年市条例第81号)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	報酬告示
に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ	
スに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省	
告示第523号)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	留意事項通知
に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ	
スに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上	
の留意事項について (平成18年障発第1031001号)	
平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成	
20年障障発第0425001号)	
介護輸送に係る法的取扱いについて(平成18年9月国土交通	介護輸送に係る法的取
省・厚生労働省連名通知)	扱いについて
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A	Q&A

- ※上記の法令・通知等は、ホームページ等でご確認ください。
 - ○厚生労働省 法令等データベースシステム http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/
 - ○岡山市事業者指導課ホームページ

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

■岡山市条例の主な独自基準

1 暴力団員の排除

事業者の役員又は事業所の管理者が、岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団でないこと。

2 多様な手法を用いた評価

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて 評価を行うことを義務化。

- 3 別居親族へのサービス提供を制限 従業者が、その別居親族に対するサービス提供を制限し、家族介護と介護給付対象サービスを明確に区分。
- 4 成年後見制度の活用支援 適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用 することができるように支援すること。
- 5 研修の機会の確保 事業者の資質向上のために、研修計画を作成し、当該計画に従った研修を義務付け。
- 6 運営規程の整備

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故発生時の対応、 成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規 程に定めることを義務付け。

7 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長

サービス提供の記録、居宅介護等計画、苦情、市町村への通知に加え、従業者の勤務記録、介護給付費等の請求及び受領等の記録についても、完結の日から5年間とする。

保存書類

- ① 第19条第1項に規定するサービスの提供の記録
- ② 第26条第1項に規定する個別支援計画
- ③ 第30条に規定する市町村への通知に係る記録(利用者の不正等)
- ④ 第34条第1項に規定する勤務の体制の記録
- ⑤ 第40条第2項に規定する苦情の内容の記録
- ⑥ 第41条第2項に規定する事故の状況に及び事故に際してとった処置についての記録
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6 条に規定する自立支援給付及び条例第21条第1項から第3項までに 規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録

2 主な指導事項

※全サービス=居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

	対象サ	指導項目	改善を要する事項に係る	事業者として対応が求め	根拠条
	ービス	(標題)	事例等	られる内容	文等
			(誤った取扱い事例等)	(適正な取扱い等)	
1	全サー	人員の配	同行援護や行動援護等、研	資格や実務経験等を有す	条例第
	ビス	置	修受講や実務経験等を有	る従業者の配置が必要と	5条
			する従業者の配置が必要	されている場合には、あ	
			とされているにもかかわ	らかじめ資格証や実務経	
			らず、本人からの申し出の	験証明書等で資格等を確	
			みで確認し、資格証や実務	認すること。	
			経験証明書等で実際の確	※無資格者によるサービ	
			認を行っていなかった。	ス提供は不正請求になる	
				ので、十分に注意するこ	
				と。	
2	全サー	内容及び	契約書・重要事項説明書等	社会福祉法第77条の規	条例第
	ビス	手続の説	の中に、経営者の名称・所	定に基づく書面の交付に	9条
		明及び同	在地等が記載されていな	あたっては、事業の経営	
		意	かった。(事業所名や管理	者(法人)の名称及び主	
			者の名前しか記載されて	たる事務所(法人)の所	
			いなかった。)	在地を記載すること。	
3	全サー	内容及び	指定居宅介護等の提供開	重要事項説明書及び利用	条例第
	ビス	手続の説	始年月日又は契約締結日	契約書に誤字等の不備が	9条
		明及び同	が空欄の事例が見受けら	あるので、全文を再点検	
		意	れた。	の上修正すること。	
			重要事項説明書及び利用	×障害者自立支援法→	
			契約書に誤字等の不備が	○障害者総合支援法	
			ある		
4	全サー	内容及び	営業時間、利用者から徴収	運営規程、契約書、重要	条例第
	ビス	手続の説	する利用料等が、運営規	事項説明書の整合性を図	9条
		明及び同	程、契約書、重用事項説明	ること。	
		意	書で異なっている。		
5	全サー	契約支給	利用者と契約を行ったが、	利用者と契約を行った場	条例第
	ビス	量の報告	契約支給量等を支給決定	合、契約支給量の変更を	10条
		等	市町村に報告していなか	行った場合及び契約を終	
	•				

			った。	了した場合は、受給者証	
				に記載すること。	
				また、支給決定市町村に	
				その旨を報告すること。	
6	全サー	心身の状	利用者の心身の状況、置か	利用者の心身の状況、置	条例第
	ビス	況等の把	れている環境等について、	かれている環境、他の保	16条
		握	十分に把握していなかっ	健医療サービス又は福祉	
			た。	サービスの利用状況等の	
			(医療・服薬の状況、アレ	把握に努めること。	
			ルギーの有無、関与する親		
			族の連絡先など)		
7	全サー	サービス	・身体介護と家事援助の別	サービスを提供した際	条例第
	ビス	の提供の	など、具体的なサービス内	は、当該サービスの提供	19条
		記録	容を記録していなかった。	日、提供したサービスの	
			・実績の時間について、実	具体的内容、実績時間数、	
			際の時間を記録していな	利用者負担額等の必要な	
			かった。(計画上の時間を	事項を、サービスの提供	
			記録していた。)	の都度記録すること。	
			・外出の介護について、行		
			先・交通手段・時間等を記		
			録していなかった。		
8	全サー	サービス	サービスの提供について、	サービス提供の記録に際	条例第
	ビス	の提供の	利用者等の確認を受けて	しては、利用者等の確認	19条
		記録	いなかった。	を受けること。	
9	全サー	利用者負	利用者負担額等を受領し	利用者負担額等の支払い	条例第
	ビス	担額等の	たが、領収証を交付してい	を受けた場合は、領収証	21条
		受領	なかった。	を交付すること。(当該領	
				収証は、高額障害福祉サ	
				ービス費等の償還払いの	
				根拠となる書類であるこ	
				とから、利用者名・事業	
				者名・事業所名・利用年	
				月・サービスの具体的内	
				容・領収印等を記載する	
				ことが望ましい。)	
L	L	<u> </u>	<u> </u>		

10	全サー	介護給付	法定代理受領により介護	法定代理受領により市町	条例第
	ビス	費の額に	 給付費の支給を受けたが、	村から介護給付費の支給	23条
		係る通知	 利用者に通知していなか	を受けた場合は、利用者	
		等	った。	に対し、当該利用者の介	
				護給付費の額を通知する	
				こと。	
11	全サー	個別支援	サービスの具体的内容、所	個別支援計画の作成に当	条例第
	ビス	計画の作	要時間、日程等を明らかに	たっては、利用者の状況	26条
		成	した個別支援計画が作成	を把握・分析し、解決す	
			されていなかった。	べき課題を明らかにし、	
				援助の方向性や目標を明	
				確にしたうえで、担当す	
				る従業者の氏名、サービ	
				スの具体的内容、サービ	
				スごとの所要時間、日程	
				等を明らかにすること。	
12	全サー	勤務体制	研修計画を作成していな	従業者の資質の向上のた	条例第
	ビス	の確保等	かった。	め、研修の機会を計画的	34条
			研修を実施していなかっ	に確保すること。	
			た。		
			研修の記録を残していな		
			かった。		
13	全サー	掲示	運営規程の概要、従業者の	事業所の見やすい場所	条例第
	ビス		勤務体制その他の重要事	に、運営規程の概要、従	34条
			項を掲示していなかった。	業者の勤務の体制その他	
				の利用申込者のサービス	
				の選択に資すると認めら	
				れる重要事項を掲示する	
				こと。	
14	全サー	秘密保持	従業者又は管理者が、利用	従業者又は管理者が、正	条例第
	ビス	等	者等の情報を漏らすこと	当な理由なく業務上知り	37条
			がないよう必要な措置(従	得た利用者等の情報を漏	
			業者への周知と誓約書等	らすことがないよう、必	
			による確保) を行っていな	要な措置を講ずること。	
			かった。	退職後についても秘密保	
				持する旨を誓約書等によ	

				り確保すること。	
15	全サー	苦情解決	苦情があったが、記録をし	苦情を受け付けた場合に	条例第
	ビス		ていなかった。	は、当該苦情の内容を記	40条
				録すること。	
16	全サー	会計の	訪問介護や移動支援等の	指定居宅介護等の事業の	条例第
	ビス	区分	その他の事業の会計と区	会計をその他の事業の会	41条
			分していなかった。	計と区分すること。	
17	全サー	記録の	他の事業所の職務など、居	居宅介護等事業所として	条例第
	ビス	整備	宅介護等事業所のサービ	の勤務の記録を整備し、	43条
			ス以外のものと勤務の記	その完結の日から5年間	
			録を分けていなかった。	保存すること。	
18	全サー	報酬の算	道路運送法上の許可等を	居宅介護等事業者が、障	介護輸
	ビス	定(ヘルパ	得ていないにもかかわら	害者等を輸送する場合に	送に係
	(移動	一が運転	ず、ヘルパーが運転する車	は、道路運送法上の許可	る法的
	の介	する車を	を利用してサービス提供	等を得たうえで行うこ	取扱い
	助)	利用して	を行っていた。	と。これらの許可を得て	につい
		のサービ		いない場合には、サービ	て
		ス提供)		スの前後の運転中の時間	
				を除外したとしても報酬	
				等を算定することはでき	
				ないので注意すること。	
19	全サー	初回加算	サービス提供責任者が同	初回加算については、初	報酬告
	ビス		行した記録が残っておら	回又は初回のサービスを	示別表
			ず、サービス提供責任者の	行った日が属する月に、	第 12、
			同行が確認できなかった。	サービス提供責任者がサ	第 23、
				ービス提供を行うか同行	第 32、
				することが要件である。	第 42
				サービス提供責任者が同	
				行した場合には、その旨	
				をサービス提供記録に記	
				録すること。	

1 人員に関する基準について

■人員配置について

管理者	常勤でかつ管理業務に従事するもの
サービス提供責任者	事業の規模*に応じて常勤1人以上
従業者	常勤換算で2.5以上

*事業の規模・・・前3月の平均値とする。

*常勤とは、「当該障害福祉サービス事業者等における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること」をいう。

- ■サービス提供責任者の配置基準 (ア、イ、ウにより算定した数のいずれか低い方の基準以上)
- ア)事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。) が450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- イ)事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ウ)事業所の利用者の数が40人以上又はその端数を増すごとに1人以上

注: ウ)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、サービス提供責任者の員数は、利用者の数が 5 0 人または又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

- *介護保険を一体的に行う場合のサービス提供責任者の員数
- ア) 訪問介護等及び居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上
- イ) 訪問介護等及び居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上
- *移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の員数・・・移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて算出。
- (P18「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」参照)

■サービス提供責任者、従業者(ヘルパー)の資格について

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者 など、事業者において資格要件を確認し、資格証の写し等を保存すること。

○同行援護

サービス提供責任者の配置について、平成30年3月31日までの間は、ヘルパー資格を持つ者は同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了したものとみなす規定がありますが、この日までに同行援護従業者養成研修を修了するよう、計画的に受講してください。みなしの期限の再延長は行われないので、早期に受講すること。

また、視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、本来の研修受講が資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講すること。

(P19「同行援護従業者の資格要件について」参照)

(P20「同行援護従業者養成研修について」 参照)

○行動援護

■サービス提供責任者の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び 実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等 に3年以上従事したもの。

ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす経過措置がある。

■従業員(ヘルパー)の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び 実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等 に1年以上従事したもの。

ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす経過措置がある。

(実務経験及び日数換算について)

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に 従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

(終了)【平成27年度岡山県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・応用研修)】

研修	研修日程	定員	募集期間	研修場所
課程	如修口性	上 月		4灯167%7月
基礎	平成28年1月	100名	平成 27 年 9 月 15 日	岡山衛生会館
研修	25 日・26 日		~10月15日	
実践	平成28年2月	100名		岡山県総合福祉・ボランテ
研修	15 日・16 日			ィア・NPO 会館

^{*}岡山県障害福祉課ホームページでご確認のこと。

2 運営に関する基準について

■契約支給量の報告について

不適切な事例1

●契約をしたが、市町村に報告を行っていない。

(条例第 10 条) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、 受給者証記載事項その他の必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し遅滞なく報告 しなければならない。(P2 2 「契約内容報告書」参照)

- ○契約を交わした場合、支給決定を行った市町村(岡山市の場合は岡山市障害福祉課)に 報告すること。
- ○契約を変更した場合も、同様に報告する。

■介護給付費の額に係る通知等について

不適切な事例2

●利用者に通知していない。

(条例第23条) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。(P23「介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせ」参照)

○介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に通知すること。

■サービスの提供の記録について

不適切な事例3

●サービスを提供したことについて、利用者から確認を受けていない。

(条例第 19 条) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定 居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。(P24・25「居宅介護 サービス提供実績記録票」参照)
- ○サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、記録すること。
- ○後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録すること。

■居宅介護等計画(個別支援計画)の作成について

不適切な事例4

- ●サービス提供責任者がアセスメントを行っておらず、相談支援事業所の相談支援専門 員が行ったアセスメントしかなかった。
 - ●個別支援計画が作成されているが、利用者及びその同居の家族にその内容を説明し、 同意が得られていなかった。また、個別支援計画を交付していなかった。
 - ●個別支援計画を変更せずに、サービス内容を変更していた。

(条例第 26 条) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況 及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「居宅介護計画」 という。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況 の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(P26・27「居宅介護計画書」参照)

- ○個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき援助の方向性や目標を明確にすること。
- ○計画には担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、 日程等を明らかにすること。
- ○個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を理解しやすい方 法で説明するとともに,個別支援計画を交付しなければならない。
- ○サービス提供責任者は、サービスが計画に沿って実施されているかについて把握すること。

サービス等利用計画と個別支援計画の関係性(P28資料参照)

- ○サービス等利用計画(相談支援専門員作成):総合的な援助方針や解決すべき課題を踏ま え、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成され る本人の総合的な支援計画。
- ○個別支援計画(サービス提供責任者作成): サービス等利用計画を踏まえ、障害福祉サービス等事業所が提供するサービスの適切な支援内容を検討し、作成されるサービス提供の具体的な支援計画。

サービス等利用計画と個別支援計画との間に齟齬がないよう、サービス担当者会議等を利用して調整しておく必要がある。相談支援専門員は交付する際に、計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、担当者との共有、連携を図ったうえで、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する必要があることとされているため、サービス提供責任者は相談支援専門員と充分連携をとること。

また、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成した際は利用者等及び福祉サービス 等の担当者に交付しなければならないことになっているので、相談支援専門員からサービ ス等利用計画を受け取っていない場合は、入手すること。

■勤務体制の確保

不適切な事例 5

- ●月ごとの勤務予定表を作成していない。
- ●勤務実績を記録していない。

(条例第34条)指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- ○月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすること。
- ○実際に勤務した実績を記録しておくこと。
- ○勤務に関する記録は、完結の日から5年間保存しておくこと。

■研修の機会の確保

不適切な事例 6

- ●研修計画を作成していない。
- ●計画どおり研修が実施されていない。

(条例第 34 条)従業員の資質向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を 実施しなければならない。

○障害福祉サービス事業所の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、 当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、研修には、障害者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機 関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めな ければならない。

○同行援護従業者同行援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修等も含め、計

画的に受講すること。

■会計の区分

不適切な事例7

●居宅介護と他のサービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護、訪問介護(介護保険)、 移動支援(地域生活支援事業))の会計が区分されていない。

(条例第 42 条) 指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

○サービスごとに会計を区分すること。

■移動の介助

不適切な事例8

- ●道路運送法上の許可等を得ていないにもかかわらず、ヘルパーが運転する車を利用してサービス提供を行っていた。
- ○ヘルパーが運転する車を利用して通院等乗降介助を行う場合には、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法第4条の一般乗用旅客自動車運送事業の許可、同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可又は同法79条の福祉有償運送事業の届出を行っていることが必要。

これらの許可等を得ていない場合には、サービスの前後の運転中の時間を除外したとしても報酬等を算定することはできないので注意すること。

不適切な事例 9

- ●居宅介護の通院等介助を利用しての移動先が、規定にない場所であった。
- ○「通院等介助(身体介護を伴う場合)」、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」、「通 院等乗降介助」の移動先は(1)~(3)であること。
 - (1)病院等に通院する場合
 - (2) 官公署並びに相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

- (3) 相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合
- ○外出の介護を行った際は、行先・交通手段・時間等を記録しておくこと。

不適切な事例10

- ●同行援護を利用しての移動先が、規定にない場所であった。
- ○重度訪問介護、同行援護、行動援護での外出の介助については、通勤・通学などの「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」、「社会通念上適当でない外出」は、外出先として認めらない。
- ○外出の介護を行った際は、行先・交通手段・時間等を記録しておくこと。

3 介護給付費算定について

■報酬算定にあたっての留意点

- 1 算定誤りによる報酬返還を防止するため、報酬告示、解釈通知、厚生労働省発出の Q &A 等を熟読すること。
- 2 加算には、複数の要件と必須とされる記録がある。要件等は、報酬告示、解釈通知、 関係通知、厚生労働省発出の Q&A 等に分かれている場合があるため、注意すること。
- 3 必須とされている要件や記録については、加算算定要件を満たしていることが、事後 においても確認できなければならない。これらの要件や記録は、報酬を請求するための 根拠であるので、請求に当たっては、これらの記録に基づいて適正に行うこと。

	加算の種類	算定開始時期
算定にあたり届出が必要な	特定事業所加算	毎月15日以前に提出
加算		→翌月から
	福祉·介護職員処遇改善加算	月末までに提出
		→翌々月から
算定にあたり届出が不要な	初回加算、	
加算	特別地域加算 等	

■障害福祉サービス種類相互の算定関係について

○介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に、本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。

■居宅介護サービス費算定の注意点

- ○居宅介護の報酬単価は、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためである。
- ○居宅介護計画の作成するにあたっては、支給量が30分を単位(身体介護は30分を単位、家事援助は最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望を踏まえること。
- ○1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。
- ○身体介護中心型30分、連続して家事援助30分、更に連続して身体介護30分を算定するのは、不適切な運用であり、この場合前後の身体介護を1回として算定する。
- ○「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。(夜間、深夜、早朝の時間帯を除く。) 所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。

■重度訪問介護サービス費算定の注意点

○同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、同一の事業者業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。 ○身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定されていることから、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものである。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービス 提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっ ては、この限りでない。

○重度訪問介護は、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、 利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定 する所要時間は概ね40分以上とする。

■同行援護サービス費算定の注意点

○1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として 算定する。

なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りはでない。

■行動援護サービス費算定の注意点

- ○行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加 算は算定されない。
- ○行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。

■報酬算定にかかる所要時間について

不適切な事例11

- ●計画に位置付けられた時間ではなく、実際に要した時間で請求していた。
- ○居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間ではなく、居宅介護等計画(個別支援 計画)に位置付けられた内容の居宅介護等を行うのに要する標準的な時間に基づき算定 されること。
- ○当初の居宅介護等計画(個別支援計画)で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うこと。

■初回加算

不適切な事例12

- ●サービス提供責任者が同行した記録がない。
- ○初回加算の算定に当たっては、初回又は初回のサービスを行った日が属する月に、サービス提供責任者がサービス提供を行うか同行することが要件である。
 - サービス提供責任者が同行した場合には、その旨をサービス提供記録に記録すること。

■特別地域加算

不適切な事例13

- ●特別地域加算とあわせて、通常の事業の実施地域を越えた部分の交通費の支払いを受けていた。
- ○特別地域加算を算定する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供 した場合、交通費の支払いを受けることはできない。

■福祉・介護職員処遇改善加算

不適切な事例14

- ●加算の対象職種ではない職員に支払っていた。
- ●全ての福祉・介護職員に周知が十分できていなかった。
- ○加算の対象職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員。
- ○口頭ではなく、文書通知、掲示、回覧及びメール通知により全ての福祉・介護職員に周知 すること。

(記 載 例)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(27年9月分)

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の場合

	里及訪問介護	ē,问11饭 丧	, 11 男.	11反啰♡	ノ物ロ																															
	サービス種類			居宅	介護	・重度	ぎ訪り	間介	護	• 同	行	爰護	• 1	亍動	援	護			Ē	事業	所	• 施	設	名							\circ)^	ヘルパー	センター	_	
提供責任			資	行	同	重			第 1	L週					第	2 追	刮				第	; 3	週					第	4 i	刮		T	4週の	週平均	週の勤	常勤換
提供責任 者1人は 常勤であ	勤務形態	氏名		動援	行 接	度 訪	1	2	3	4 5	6	7	8	9	10	11	12 1	3 1	4 15	5 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 2	28	合計	の勤務 時間	務延べ 時間数	算後の 人数
ること。			格	護	護	問	目	月り	と か	〈木	金	土	日	月	火;	水	木 🕏	全土	:	l 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水 ;	木	金 :	土	a	p 山山	时间数 d	人数 e
管理者	常勤兼務	〇〇 花子						8	8 8	8 8	8	3		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40.0		\
サービス提供責任者	常勤兼務	〇〇 花子	介	サ	サ			8	8 8	8 8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	T	160	40.0	40.0]\
居宅介護員	常勤兼務	△△ 省吾	基	従	従			8	8 8	8 8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40.0	40.0] \
居宅介護員	非常勤兼務	×× 聡美	2			0		4	4	4 4	5			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		81	20.2	20. 2] \
居宅介護員	非常勤兼務	〇〇 美南	2			0		4	4	4 4	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		80	20.0	20.0] \
] \
] \
																																		」 常勤換算で	ı で2. 5以	ነ \
																																		L であるこ		\
																																		L	<u>\</u>	
	6月 7月 8	月					N			$\sqrt{}$		N	N		$\sqrt{}$		$\sqrt{}$	$\sqrt{}$		$\sqrt{\ \ }$	\sum								$\sqrt{}$						120. 2	3. 0
<備考>	4人+6人+8.	人=18人÷3カ	` 月										当	該事	業	所り	こお	ける	5常	勤耶	哉員	が	1 追	間	に	勤務	らす	べ	き眼	計間	数	с		4	10	
①障害者総合	①障害者総合支援法に係る利用者数:6人							合支	泛援	法に	.係	る											③障害者総合支援法に係る													
介護保険法に係る利用者数: 12人							ス提	供明	計間	数:				_		46	30 ∄	寺間							従	業者	r O	数	:	_			4 人			
合計利用者	á数 :	_	18	人	(前3	月の	平均]値	。弟	f規	、月		の場	易合	it.	適	12	推定	三数)				(育	ή3,	月の	平均	匀值。	。弟	斤規、	再	開め、	は適切な	推定数)	
(前3月の平均	値。新規、再開の	場合は適切な打	①18÷	-40=0.5	5	機	诗間	や移	動	時間	を	除〈	`				2	495	÷4	50=	1.1												34	÷10=0.4)	
																							J													
備老 1 太寿け	足之心誰 垂角	F計明心準 同2	- 怪誰	行動投	4誰の出	Lv ·	7 %	坦.#+~	トス・	坦人	17/1	i (1)	7	1 1:	41	`																				

- 備考 1 本表は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービスを提供する場合に作成してください。
 - 2 *欄は、当該月の曜日を記入してください。
 - 3 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、「常勤専従」「常勤兼務」「非常勤専従」「非常勤兼務」のいずれかを
 - 4 届出を行う従業者(管理者を含む)について、4週間分の勤務状況に応じて勤務時間数を記入してください。(一体として行う訪問介護、移動支援を含
 - 5 資格欄には、有資格者の資格の種類を記入してください。 介・・・介護福祉士、1・・・ヘルパー1級、2・・・ヘルパー2級、3・・・ヘルパー3
 - 6 同行援護・行動援護のサービスを提供する場合、それぞれ「同行援護」・「行動援護」欄にサービス提供責任者の場合は「サ」、その他の従事者の場合は「使」を記入してください。
 - 7 重度訪問介護の専従の従業者がある場合は、「重度訪問」欄に「〇」を記入してください。
 - 8 計算等は次のとおり行ってください。 ※算出に当たっては、小数点以下2位を切り捨ててください。

b=a/4 d=(b又はcのいずれか少ない方の数)

e = d の合計/ c

- 9 常勤換算方法に用いる「週の勤務延べ時間数」の合計に際して、直接サービス提供に従事しない管理者の勤務時間は含めないでくだ
- 10 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 11 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業 勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。
- 12 同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合は、<備考>①~③に移動支援に係る人数等を含めてください。

①~③のうち、いずれか低い方の基準(③ 0.4)をみたせばよい。(①~③の数値は、 小数点第1位に切り上げた数)

移動支援事業を一体的に行っている場合は、上記算定にあたり、移動支援に係る人数、時間も含めてください。

同行援護従業者の資格要件について

【サービス提供責任者の要件】

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員基礎研修修了者
- ·居宅介護従業者1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程又は 居宅介護従業者養成研修 2 級課程 修了者で 3 年以上介護等の業務に 従事した者



同行援護従業者養成研修

(一般課程+応用課程)の修了者



経過措置(平成30年3月末で終了) 左に該当する場合上記研修の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

【従業者(ヘルパー)の要件】

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者



経過措置(平成30年3月末で終了)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成 研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の資格を満た
す者



<u>1年以上</u>の視覚障害(直接処遇)に関する実務 経験(実際従事した日が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護従業者養成研修について

【岡山県同行援護従業者養成研修事業者の指定状況】

事業者の名称	代表者	所在地	電話番号	研修課程	指定 年月日
特定非営利活動法人	理事長	岡山市北区奉還	086	一般課程	H25.5.17
岡山県視覚障害者自	奥村俊通	町2-9-3	-250	応用課程	
立支援センター			-8278	補講課程	
特定非営利活動法人	理 事	倉敷市稲荷町 5	086	一般課程	H25.9.12
ウェル福祉学習セン	藤井鉄也	-38	-427	応用課程	
ター			-7761	補講課程	
岡山県高齢者福祉生	代表理事	岡山市北区鹿田	086	一般課程	H25.9.12
活協同組合	河田幸男	町1-7-10	-234	応用課程	
			-9228	補講課程	H26.3.31

【平成27年度同行援護従業者養成研修の実施状況(終了)】

研修実施主体	研修課程	研修日程	定員	募集期間	研修場所
特定非営利活動法人	一般課程	平成 27 年 5 月 29 日・30 日・	20名	平成 27 年 1 月 15 日 ~5 月 22 日	倉敷労働会館 他
ウェル福祉学 習センター	補講課程	6月5日・6日 平成27年6月 26日	20名	平成 27 年 1 月 15 日 ~6 月 19 日	
	応用課程	平成 27 年 6 月 27 日・28 日	20名	平成 27 年 1 月 15 日 ~6 月 20 日	
特定非営利活動 法人 岡山県視覚障害 者自立支援セン ター	一般課程講講	平成 27 年 8 月 24 日~28 日	12名	平成 27 年 7 月 1 日 ~31 日	奉還町りぶら 岡山国際交流 センター 他

	応用	平成27年9月	12名		
	課程	7 日~9 日			
特定非営利活動	一般	平成 27 年 10	20名	平成 27 年 7 月 24 日	倉敷労働会館
法人	課程	月2日・3日・		~9月25日	他
ウェル福祉学習		8日・10日			
センター	補講	平成 27 年 11	20名	平成 27 年 7 月 24 日	
	課程	月 13 日		~11月6日	
	応用	平成 27 年 11	20名	平成 27 年 7 月 24 日	
	課程	月 14 日・15		~11月7日	
		日			

^{*}詳細については、上記の研修実施主体にお問い合わせください。

^{*}岡山県障害福祉課ホームページでご確認ください。

			契	約内	容	(障害	福祉	サー	-ビス§	受給:	者証証	己載	事項	()	報告	書					
																平月	戓	年		月	日
〒 700 - 8 岡山市鹿田 保健福祉会	町一							事業	業者番	号											
岡山市長		様							業者及 の事業	- 1											
! ! !						:		の	名称												印
	代 表																				
下記のとお	り当	事業	者との	の契	約内	容()	障害	福祉†	サービ 記	ス受	給者訂	E記	載事	項)	1=	つい	て執	保告 し	ます。	•	
報告対象者										_											
受給者証番号				! ! ! ! !																	
支給決定障害者 (保護者)氏名											支給 障		定に 児氏		5						
契約締結又は	契約	内容	変更	によ	る契	約支	給量等	等の幸	報告												
受給者証の 事業者記入欄 の番号	サー	·ビス	内容	契約	契約支給量 サービ			、ス提り	∃及び 供開始 ^{量を変更した}	日 ^{目)}	理由										
											<u></u> 1	新規	見契	約							
											□ 2	契約	約の	変貝	Ē.						
											□ 1 新規契約										
										_	□ 2				Ē_						
											<u> </u>										
										_	<u>2</u>				<u> </u>						
										-	1										
											□ 2	契約	約の	変見	<u> </u>						
既契約の契約	支給	量に	よる	サー	ビス																
提供を終了する 事業者記入欄の番号		提信	共終了	了日				の	の既提り]の § 了 ?				での-	サーヒ	ごス提	:	
											<u> </u>	契約	約の	終〕	7						
											□2	契約	約の	変貝	E						
											<u> </u>	契約	約の	終]	7						
											□2	契約	約の	変貝	E						
											□ 1	契約	約の	終]	7						
											□ 2	契約	約の	変貝	Ę_						
											□ 1	契約	約の	終〕	7						
											□ 2	契約	約の	変貝	Ē.						
市町村記入欄・デ			 年月	日									• • • • •				 Г		• 受付印]	

22

平成 年 月 日

__利 用 者 名 様

指定障害福祉サービス事業者名 代 表 者 名 印 連 絡 先

介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて (法定代理受領のお知らせ)

<u>利用者名</u>様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス	提供年月	又は.	平成平成		年 日~平成	月年月	П	
サービス	为容						·	
受領日			平月	戓	年	月	F	3
代理受領	金額 (A) - (B) +	(C)	金				P	9
代理	サービスに要した 費用の全体の額	(A)	金				P	9
代理受領額の内訳	利用者負担額	(B)	金				P	9
内訳	特定障害者特別給付費 (補足給付費)	(C)	金				P	9

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙(明細書)を添付するか、 計算過程を記載してください。

平成OO年 4 月分 居宅介護サービス提供実績記録票

									ß			事業	所番号
			からの変更なし	変更点	,, , <u>,</u>				<u> </u>) 月	事業者 その事		テ ┃┃ 時間数は1時間とし、下の合計 ┃┃
			通院介	ト助(身体が	ト護伴う)	5時間/月						. 欄においては2時間を記載する。 (1時間×2人=2時間)	
	曜		サービス		居宅介護計			サービス	提供時間	算定	時間数	派遣	サービ
1 付	日		内容	開始時間	終了時間	計画時間	寺間数 乗降	開始時間	終了時間	時間	乗降	追人 数	サービーの名間 備考 備考
1	日		身体	10:00	11:30	1.5		10:00	11:30	1.5		1	/ 当初の計画と実績においてヘル パーの資格が変更(例:初任者等
2	月		通院(伴う)	10:00	11:00	1		10:00	11:00			2	→基礎等)した場合、2行に分けて
5	木		家事	15:00	16:15	1.25					7		記載する。 ※報酬の算定は基礎等の単価に
5	木		家事(基礎等)					15:00	16:15	1.25		7	より算定する。(例:計画時基礎等 →実績時初任者等に変更の場合
13	金		乗降	18:00	18:30		1	18:00	18:30		1	1	も報酬の算定は基礎等の単価により算定する。)
15	日	1	身体	13:00	16:00	3		13:00	16:00	3		//	7年にする。/
15	日	2	身体	14:00	15:00	1		14:00	15:00	1		1	
16	月	1	身体	13:00	15:00	2		13:00	15:00	2		1	乗降の場合は回数を記載する。
16	月	2	身体(基礎等)	14:00	16:00	2		14:00	16:00	2		V_{\angle}	二人派遣で時間がずれた場合、
30	月		身体(重訪)	22:00	23:00	1		22:00	23:00		\Box	1	2行に分けて記載する。 一行目は全体の通算時間を記載
								二人派遣	 _ の時間帯があ _・	る場合で	ž. 1		する。 - 二行目はヘルパーが重複してい
			一減質対	象となる従	 業者によりも	┃ ⊦▃⊦▘┝			目の従事者要 了者や重度訪				■ る時間帯を記載する。派遣人数 ■ は行ごとに1と記載する。
		減算対象となる従業者によ ス提供した場合は、当該従: 格(基礎等)(重訪)を併記す						■ 者)が異な ■ けて記載 [*]	る場合は、それ する。	れぞれ?	〒を分 │		
			恰(基)	逆守八里初/	で併起する	•							
3	火		通院(伴う)	10:00	11:30	1		10:00	11:30	1		1	運転中10:15~10:45を除く
													分程度以上の身体介護を行うことに
\sqcup				より通院はヘルノ	『介助(身体 ペーが運転□	介護を作 中の例。	半つ)を! 算定時	算定する場合の ○記数について	D記載例。全位 は、ヘルパー(の通算の運転	-時間は 寺間0. 5	10:0 5時間	00~11:30であるが、10:15~10:45 引を除いた時間数を記載する。
\vdash						<u> </u>			1				空き時間8:45から
10	火		身体	8:00	11:00	1.5		8:00	11:00	1.5		1	10:00∕10:45から 11:00
	 (注);	L 3日、	10日の7	利用分につい	١٢ 2	 寺間以_	└── Ŀ₩ ─ Ŀ	これ はない こうしょう こうしょう こうしょう こうしん こうしん こうしん こうしん しょく	いなかった場合	<u> </u>	サービス	、 ス時F	【】
	は、オ	資料		き上、暦の順	序 時	間及び	終了時	間を記載し、備	請考欄に空き時 引一空き時間の	間を記	載する。		
17	から2 火		身体	.いまり。		正时间	は、選り	早時间0/3時间 12:00	13:00	11. 5時日	ョ=1.5 	呼旧	■
L	Γ												
				供月において 記載したサ -									
	ビス提供予定日、その曜日を記 載する。					算定時	間数の		° 6.77.14	71-111	* m * l		
	ま#	·:、^	、ルパ ー を	2人派遣する					ヽルパーの資格 単価ごとに算定				
				⊦て記載する ニに番号(丸				_					
	一 み)を記載する。(様式2及び様												
	T CONTROL CONTROL						·画 数計	内訳(適 100% 90%	用単価別) 1 70% 1 重訪	算時間	定		「初回加算」、「緊急時対応加算」を算定した日については、備
							/	100% 90%	2 1	13	/		考欄に「初回加算」、「緊急時対 応加算」と記載する。
	通院介護(身体介護を伴う)						/	3	1	3	/		
合 計	合 家事援助						/	1.25		1.25]/		
		通	完介護(身	体介護を伴	りない) <u></u>								
			通院等	等乗降介助		$ \mathcal{I} $	1	1		17	1		

居宅介護サービス提供実績記録票 平成 年 月分 支給決定障害者等氏名 事業所番号 受給者証 番 (障害児氏名) 事業者及び その事業所 契約支給量 居宅介護計画 サービス提供時間 算定時間数 派遣人数 サービス 曜 日 サービス 利用者 計画時間数 備考 内容 提供者印 確認印 付 日 終了時間 開始時間 開始時間 時間 乗降 終了時間 時間 乗降 内訳(適用単価別) 時間数計 時間数計 90% 100% 70% 重訪 居宅における身体介護 通院介護(身体介護を伴う) 合 家事援助 計 通院介護(身体介護を伴わない) 通院等乗降介助

居宅介護計画書

	受給	者証者	号	0000	000	00000	作成日	平成27年	₹3月○日	作成	者 岡山 歩	
	利用	1	名	生	年	月日		住	所	●作月	成年月日・計画作成担当者	
7	大阪	花子		●本人(家 利用者本。			、要望を反映	きすること			誰が作成したかを明確に	
本	人(家	族)0)希望	半牙麻源清潔を保			困難である	ため、定期	的に入浴	FL,	●援助目標 ヘルパー が「何のための 派遣か」を意識できるよう	
	援助	〕目	標	週2回知	宮期!	的に入浴し	、清潔を保	てるよう援	助してい		される従業者の種	
			身体介	·護 10		間	□ 家事援	助	時	別	の種別により算定・時間	
	ービス 内 容		行動援	頀		時間	● サ	ービス内容 支給時間を	記入		位数が異なるため、	
[計画	予5	⋛表】		į	派遣される	従業者の種	別:介護福	· 社士、実	務研修修	了者	
			月	火		水	木	金	±	B	備考	
	-) 情報提供	
	8:00 _		9:00)		9:00		9:00			用状況など記入	
	10:00		طابا جا			والما مثل		. In life				
	- 12:00_		セ地ン域			セ地ン域		セ地ン域			できるところは本人にし	
	-		タ活 動			タ活 動		タ活 動			── てもらうよう声かけ、見 ── 守りをする。	
	14:00 _		利支 用援			利支 用援		利支 用援				
	16:00											
	-		16:00	17: <mark>身体介記</mark>	_	16:00	17:00	16:00			●確認印	
	18:00 _			18:	_		18:00				利用者に計画書を説明後	
	20:00 _										確認印をもらう	
							利用者	確認印		<u> </u>	子	
×	次ペ-	ージィ			_	_ ●#	<u> </u>			●留意		
r +	ナ 	ドス		質目の記載	艾		ビスの種類。 法など記載	ごとに手順、	提		、提供にあたり、提供方法で注 、きことや留意点を記載	
	【サービス内容】 援助項目					"	ービスの内	容			留意事項	
	+				5分	口頭で体調	確認		必要な場	合バイタ	ルチェック。	
							位時に一部	介助	立ち上がった後は自力で可			
ビス	更衣	介助		1 (一部介助					本人にしてもらう。	
1	1 入浴介助 30分					体を洗ったの 合は、湯船に	うち、洗髪。 体 に浸かる。	本調が良い場			に腰掛ける。 ハット使用。	
	更衣・水分補給 10分						て水分補給	ì	普段飲む		いので、コップ1杯分は補給	
種 類			本介護 完等乗降:	—— 介助	-	□室恵培出 □重度訪問			口行動援		計画書に記載されているサービ Eチェック	

居宅介護計画書

受給者証番号		作成日	作成者
利用者名	生年月日	住 所	連絡先
	年月日(歳)	Ŧ	TEL: ()
	+ A D(MX)		FAX: ()

本人(家族)の希望	

援助目標	

ĺ	サービス	□ 身体介護 間	時	□ 家事援助 間	時	間	通院介助(なし・あり)	時
	内 容	□ 通院等乗降介助		□ 重度訪問介護	時間	口間	行動援護	時

【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	±	日	備考
0:00								
_								
2:00								
4:00								
_								
6:00								
8:00								
_								
10:00								
12:00								
_								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
_								

利用者確認印

[+	 サ ー ビス内容】		《参考様式》
	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項
#			
ービス			
ス			
1			
種類	□身体介護	□家事援助	□通院介助(身体介護 なし・あり)
類	□通院等乗降介助	□重度訪問介護	□行動援護

	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項
†			
Ľ			
ス			
2			
種類	□身体介護	□家事援助	□通院介助(身体介護 なし・あり)
類	□通院等乗降介助	□重度訪問介護	口行動援護

	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項
ť			
Ľ			
ス			
3			
種	□身体介護	□家事援助	□通院介助(身体介護 なし・あり)
種類	□通院等乗降介助	□重度訪問介護	口行動援護

	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項
#			
Ľ			
ス			
4			
種類	□身体介護	□家事援助	□通院介助(身体介護 なし・あり)
類	□通院等乗降介助	□重度訪問介護	口行動援護

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- 〇 サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な サービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

・障害者の心身の状況

- •その置かれている環境
- •日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべ き課題
- ・その他



サービス等利用計

・生活に対する意向

- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健 医療サービス、その他の福祉 サービスや地域住民の自発的活 動なども計画に位置づけるよう努 める。

> 複数サービスに共通 の支援目標、複数 サービスの役割分担、 利用者の環境調整等、 総合的な支援計画を 作る。

サービス事業者

ビス事業者 サ-

アセスメン - 置かれている環境 - 日常生活の状況

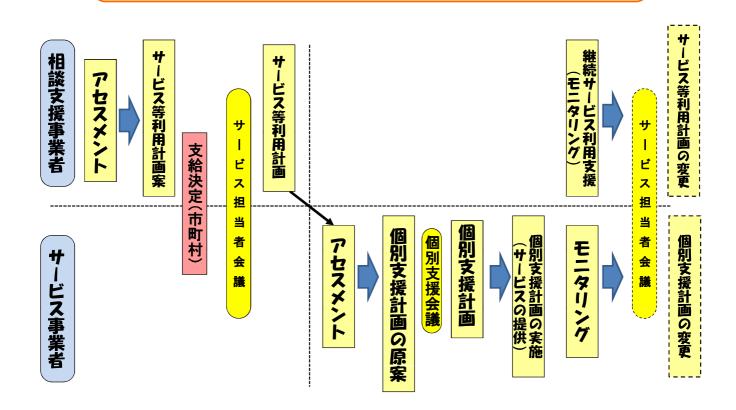
- 利用者の希望する生活
- -課題
- その他



サービス等利用計画を受けて 別支援計 自らの障害福祉サービス事業 所の中での取組について具体 的に掘り下げて計画を作成する よう努める。

新

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



変更届に係る添付書類確認表

指定事業者は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所(施設)の名称・所在地(設置の場所)の変更に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、介護給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。(福祉・介護職員処遇改善加算の新規申請の場合のみ前々月末までに届け出てください。)

【提出する書類】

- 1 変更届出書(様式第4号)
- 2 添付書類(次の表を参考にしてください)

変更届 出書の 番号	変更する事項	添付書類
1	事業所(施設)の名称	•付表(10) •運営規程
2	事業所(施設)の所在地	・付表(10) ・設備・備品一覧表(41) ・運営規程 ・事業所の平面図(40) ・賃貸契約書・建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 (43) ・案内図
3-4	申請者の名称主たる事務所の所在地	•運営規程 •法人履歴全部事項証明書
5	代表者の氏名及び住所	・法人履歴全部事項証明書 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規 定等に該当しない 旨の誓約書(役員等名簿を含む) (03)
	役員	・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない 旨の誓約書(役員等名簿を含む) (03)
23	役員の住所変更	・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ)・役員等名簿
	役員の氏名変更	・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ)・役員等名簿
6	定款、寄附行為等及び その登記事項又は条例等	·法人定款、寄附行為等 ·法人履歴全部事項証明書
9	事業所の平面図及び設備の概要	・平面図(40)・設備・備品等一覧表(41)・変更箇所を撮影した写真(・建築物関連法令協議記録(43))

変更届 出書の 番号		変更する事項	添付書類					
10	管理	君者の変更	 ・付表(10) ・放任承諾書(45) ・経歴書(44) ・実務経験証明書(46) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない旨の誓約書(役員等名簿を含む(03) 					
12	管理	営者の住所変更	·付表(10) ·経歴書(44) ·役員等名簿(04)					
	管理	■者の氏名変更	・付表(10) ・経歴書(44) ・役員等名簿(04) ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)					
40	サー	-ビス提供責任者の変更	 ・付表(10) ・経歴書 ・実務経験証明書(2級ヘルパーの場合)(46) (行動援護・同行援護を行う場合) ・資格を証する書類 ・就任承諾書(45) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図 					
13	サー	-ビス提供責任者の住所変更	·付表(10) ·経歴書(44)					
	サー	-ビス提供責任者の氏名変更	・付表(10) ・経歴書(44) ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)					
		職員の職種・員数、職務の内容	・付表(10)・運営規程・従業者の資格を証する書類・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59)・組織体制図					
15		営業日・営業時間、サービス提供 日、サービス提供時間	・付表(10) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図					
	程	利用者から徴収する費用の額	·付表(10) ·運営規程					
		サービスを提供する主たる対象者	・付表(10)・運営規程・指定障害福祉サービスの対象を特定する理由(49)					
		各サービスの内容	·付表(10) ·運営規程					
		通常の事業の実施地域	·付表(10) ·運営規程					
	障害	福祉サービス事業等変更届	→ 障害福祉課へ提出(78)					

変更届出書

岡山市長 様

年 月 日

届出者 所在地 (設置者) 名 称 代表者 電話番号:

FAX番号:

印

受 付

指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設)について,指定に係る事項を変更したので,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第1項(第46条第3項)の規定により届け出ます。

			事	業	所	番	号	\top					\top
1.12		フリ	ガラ										
指	定内容を変更した	名	新 左 城	`									
	事業所(施設)		在地 スの種類	i									
	変更	L / / C 「があった事項	ノ (マン (主方)	•			変更	の内	容				
1	事業所(施設)の名称	<u> </u>			(変更前)		5070						
2	事業所(施設)の所在地	!(設置の場所)											
3	申請者(設置者)の名称												
4	申請者の主たる事務所の				1								
5	代表者の氏名,生年月		キールタ ケ	11 for / 11/ 3+	-								
6	定款, 寄附行為等及び指定に係る事業に関す		番乂は条例	等(当該									
7	提供する障害福祉サー	ビスの種類【重度障	害者等包持	舌支援】]								
8	第三者に委託することに きは、当該障害福祉サー 所の名称及び所在地【』	ービスの種類並びに	当該第三										
9	事業所の平面図及び設 等包括支援, 地域相談	:備の概要【訪問系』 支援】	事業所,重	度障害者									
10	建物の構造概要及び平 概要【療養介護, 短期入			びに設備の									
11	事業所の平面図(各室の 護,自立訓練,就労移行			更【生活介									
	事業所の管理者の氏名												
13	事業所のサービス提供す	責任者の氏名, 生年	月日,住所	T及び経歴									
	事業所のサービス管理員	責任者の氏名, 生年	月日,住所	T及び経歴	(変更後)								
15	運営規程												
16	事業所の種別(併設型・	空床型の別) 【短期	1入所】										
17	併設型における利用者の入所定員【短期入所】		型における	当該施設									
18	協力医療機関(協力歯れ名並びに当該協力医療 【生活介護,短期入所, 援,共同生活援助】	機関との契約の内	容										
19	医療機関との協力体制	の概要【重度障害者	等包括支	援】]								
20	連携する公共職業安定所]								
21	関係機関との連携体制・ 【共同生活援助】	その他適切な支援の	体制の概要										
22	文版和自真空間水(C因),	る事項(算定に係る体											
23	役員の氏名, 生年月日		_										
<u> </u>	•	系付資料※				従業者の勤				形態	一覧	長	
	変更	(予定)年月日					年	月	日				

※療養介護, 短期入所, 重度障害者等包括支援, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援(A型), 共同生活援助であって, 利用者の定員の増加を行う場合は, 添付してください。

- 備考 1 「変更があった事項」欄は、該当する事項の番号に○を付してください。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 事業所(施設)の所在地(設置の場所)の変更, 定員の増, 共同生活住居の増等指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとする場合は, 変更予定日の属する月の前月の15日までに岡山市へ届け出てください。それ以外の場合は, 変更の日から10日以内に届け出てください。

受付番号	
------	--

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

年 月 日

岡山市長 様

事業者 名 代表者職·氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人) 番号									

変更があった事項

- 1, 法人の種別,名称 (フリガナ) 2, 主たる事務所の所在地,電話,FAX番号
- 3,代表者氏名(フリガナ),生年月日 4,代表者の住所,職名
- 5, 事業所名称等及び所在地
- 6, 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8,業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	の	内	容		
(変更前)							
(変更後)							

岡山市長 様

経営者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

障害福祉サービス事業等変更届

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第79条第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

		変	更	前	変	更	後
	種類	į					
変更した事業	提供する便宜等の 内 容						
経営者	氏名 法人にあっては、名称 及び代表者 の氏名						
	住 所 法人にあって は、主たる事 務所の所在地						
条例,定款	その他の基本約款			(別	添)		
職員	の職種						
職務	の 内 容						
職員	の 定 数						
主な職	員 の 氏 名						
主 な 職	員の経歴			(別	添)		
事業を	を 行 お う る 区 域						
	名称						
 事業の原	用に 種類						
	施 設 所 在 地						
	入所定員						
変更の	年 月 日		4	手 月	B		
ハナルキャン	旧古子質書及び車業	<u> </u>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(添付書類)収支予算書及び事業計画書

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

syou-jigyou@city.okayama.jp